

**第2期釧路市  
子ども・子育て支援事業計画**

**【骨子案】**

令和 年 月

釧路市



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況</b> .....	4
1. 釧路市の現状 .....	4
(1) 地勢と概要 .....	4
(2) 人口の動向 .....	5
(3) 世帯の状況 .....	7
(4) 婚姻の状況 .....	10
(5) 出生の動向 .....	12
(6) 就労の状況 .....	13
2. 地域における子育て支援事業の利用状況 .....	15
(1) 教育・保育施設等 .....	15
(2) 地域子ども・子育て支援事業等 .....	18
(3) 子育て支援整備の状況 .....	21
3. 次世代育成支援対策地域行動計画の進捗状況 .....	24
4. ニーズ調査結果からみた市民の意向 .....	25
(1) ニーズ調査の実施概要 .....	25
(2) ニーズ調査結果からみた課題 .....	26
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	31
1. 基本理念 .....	31
2. 計画推進のための基本的視点 .....	31
3. 視点に基づく基本目標と施策体系 .....	31
<b>第4章 施策の展開</b> .....	32
<b>第5章 幼児期の教育・保育の内容と供給体制</b> .....	33
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	33
2. 量の見込みの推計について .....	33
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	33
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 .....	33
(1) 地域子ども・子育て支援事業について .....	33
(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域の考え方 .....	33
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	33

5. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 ..... 33

**第6章 計画の推進体制..... - 34 -**

1. 計画推進体制の構築 ..... - 34 -  
2. 関係機関との連携 ..... - 34 -  
3. 計画の達成状況の点検・評価・見直し ..... - 34 -





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく「子ども・子育て新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年3月31日までの10年間延長されました。

本市では、平成26年度に、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」を一体的に策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、また、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市においては、現行の「釧路市子ども・子育て支援事業計画」が今年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本市においては、現行の「釧路市子ども・子育て支援事業計画」が今年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

### ■ 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法 ※平成26年4月の改正により、10年間期限延長決定
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画
内容	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下、この表内で「区域」という。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画
	<p><b>【記載事項（必須）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域の設定</li> <li>○区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期</li> <li>○区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期</li> <li>○教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容</li> </ul> <p><b>【記載事項（任意）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項</li> <li>○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項</li> <li>○ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項</li> </ul>	<p><b>【記載事項】</b></p> <p>次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における子育ての支援</li> <li>○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</li> <li>○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li> <li>○子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>○職業生活と家庭生活との両立の推進等</li> <li>○子ども等の安全の確保</li> <li>○要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</li> </ul>

### 3. 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法及びの規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

	平成27年度 ～令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
釧路市 子育て応援プラン	前期計画	今期計画				

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て会議における議論を中心に行います。

また、釧路市こども保健部こども育成課を中心に、国や北海道との調整を行いつつ、庁内の関係各課で検討及び協議を行い、円滑な策定に向けて取り組みます。

さらに、市民の意見を計画に反映する手段として、パブリックコメントの実施を予定しています。

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 釧路市の現状

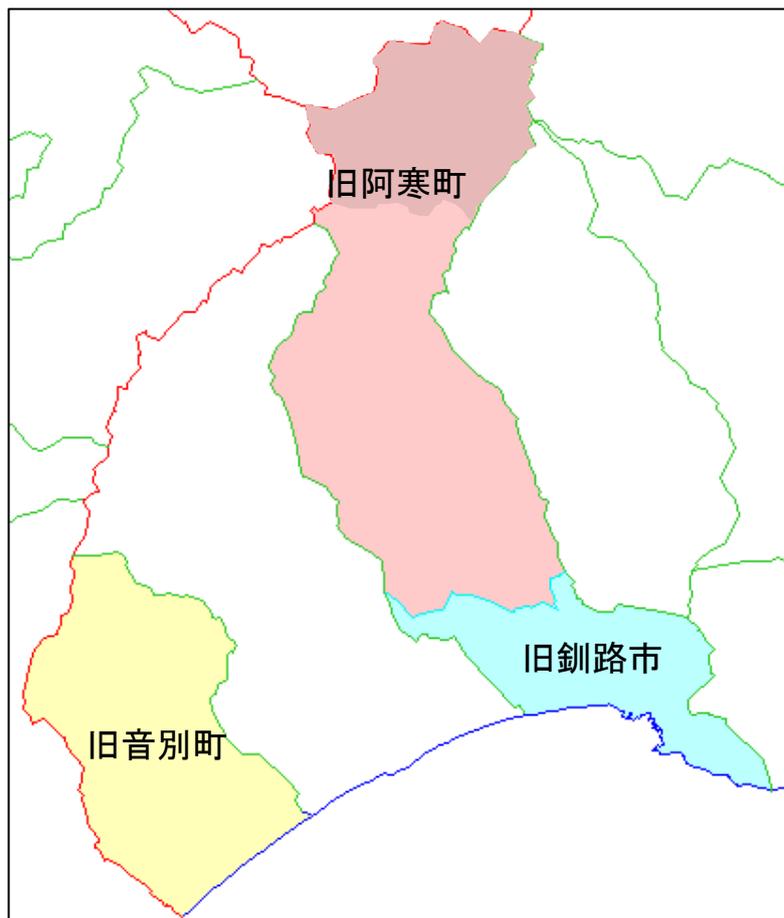
#### (1) 地勢と概要

釧路市は、北海道の東部、東経144度22分24秒、北緯42度58分10秒に位置し、行政区域の総面積は、1,362.92km<sup>2</sup>となっています。

阿寒、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、海、山、湿原、湖沼、河川など多彩で雄大な自然に恵まれています。

また、日本有数の漁業基地や酪農業、林業と石炭鉱業、製紙工業、観光業を基幹に、さらに商業などを含めた産業が港湾機能に支えながら発展し、産業経済、交通、教育、文化、医療などの都市機能が集積し、近隣地域での中核都市としての機能を兼ね備えています。

平成17年10月に釧路市、阿寒町、音別町が合併し、現在の釧路市となっています。



## (2) 人口の動向

### ① 年齢3区分別人口の推移と今後の推計

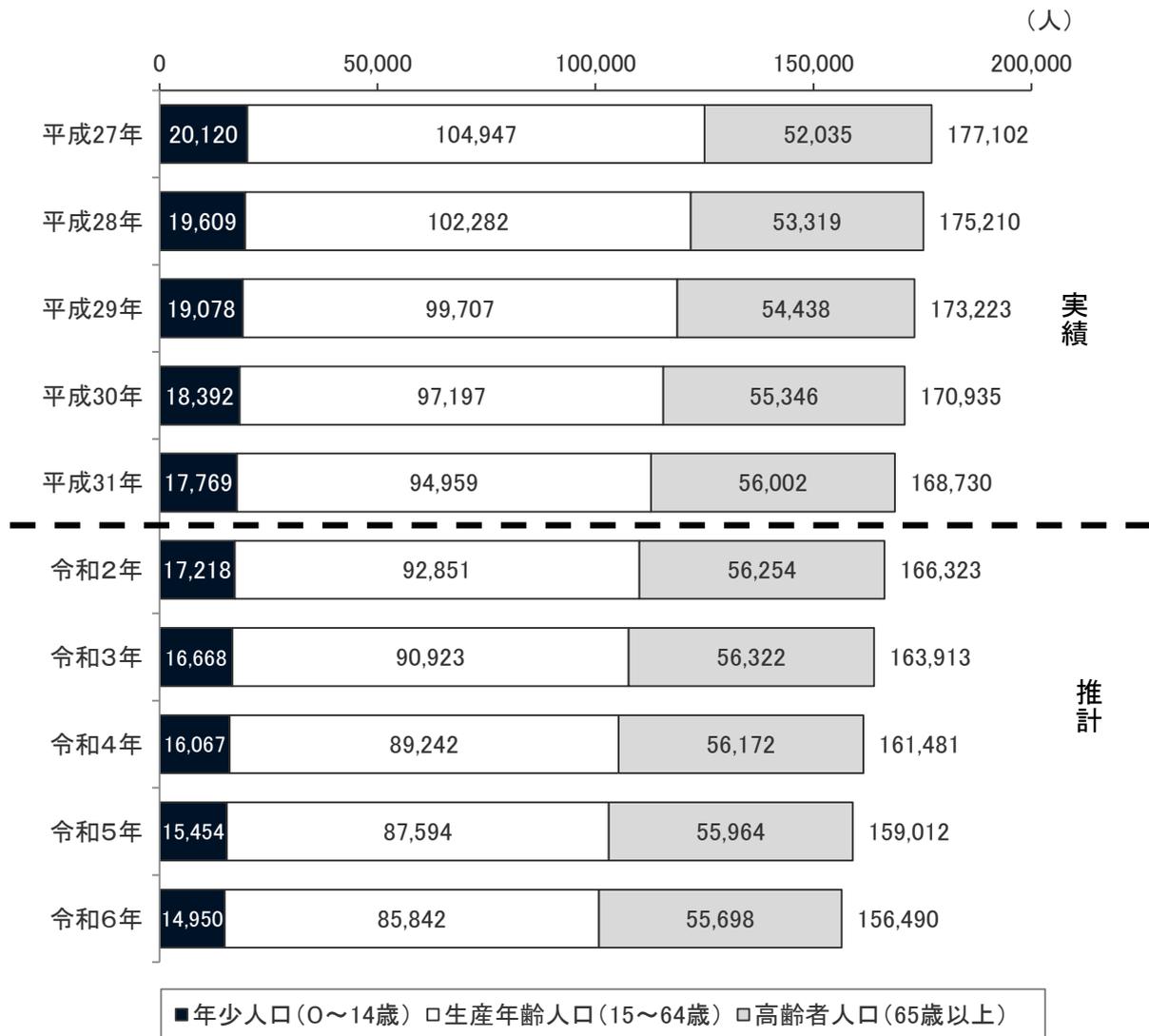
平成31年3月末時点の人口総数は168,730人で、平成27年以降、減少傾向で推移しています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

今後の推計においては、引き続き生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）が減少し、令和6年の総人口は、156,490人となることを見込まれます。

なお、高齢者人口（65歳以上）は今後も増加していくことが予想されるものの、令和3年をピークに減少に転じることが見込まれています。

#### ■ 年齢3区分人口の推移と今後の推計



資料：平成27年～平成31年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）

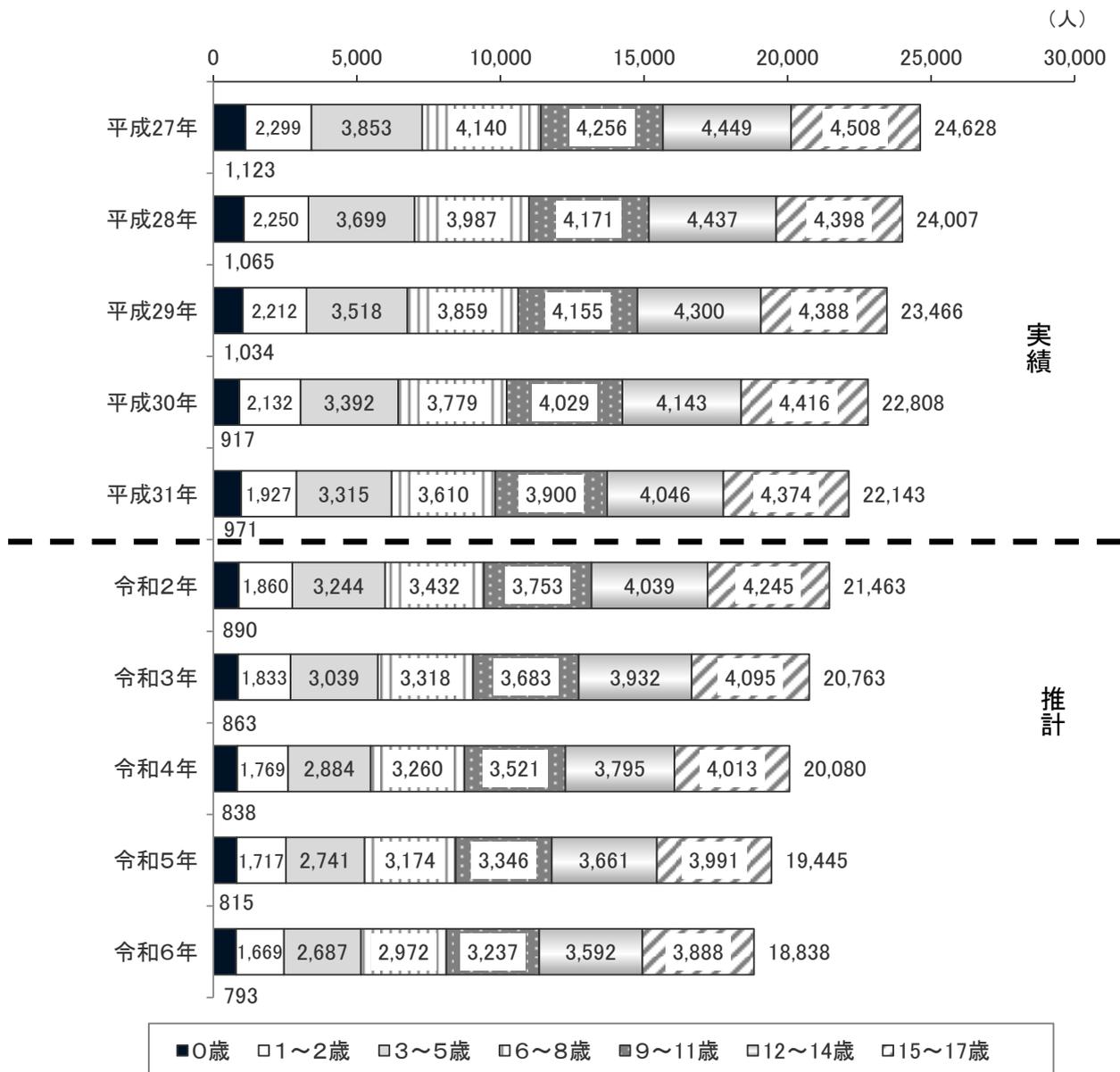
令和2年～令和6年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）を基にコーホート変化率法を用いて推計

## ② 18歳未満人口の推移と今後の推計

18歳未満人口は、減少傾向で推移しており、平成31年3月末時点で22,143人と、平成27年と比較すると2,485人減少しています。

今後の推計においても、引き続き減少傾向で推移していくことが見込まれ、令和5年以降は、2万人を下回って推移していくことが予想されます。

### ■ 18歳未満人口の推移と今後の推計



資料：平成27年～平成31年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）

令和2年～令和6年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）を基にコーホート変化率法を用いて推計

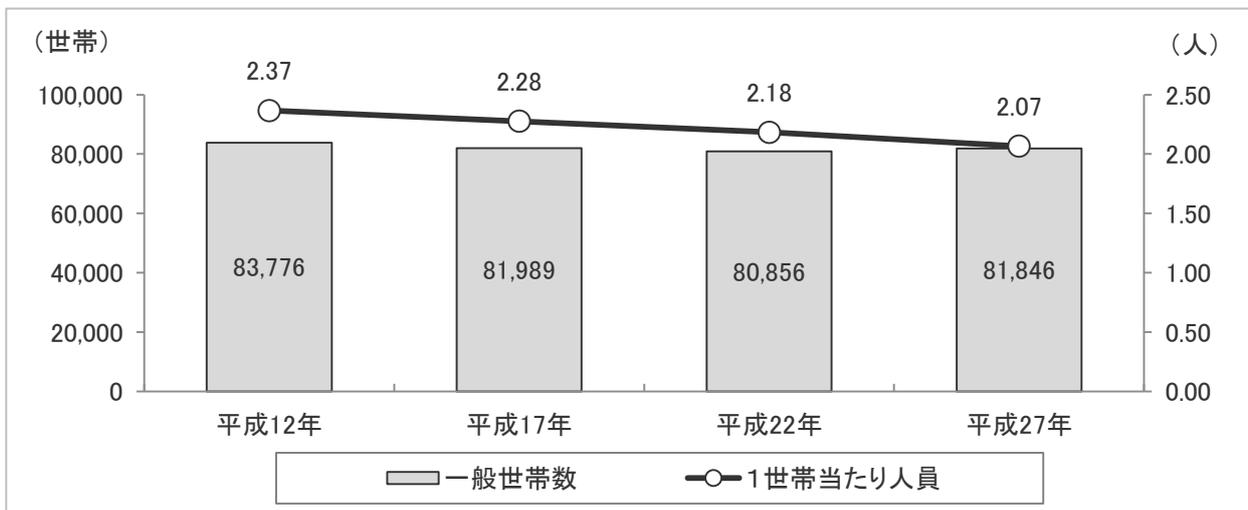
### (3) 世帯の状況

#### ① 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査をみると、一般世帯数は減少傾向で推移してきましたが、平成27年は増加に転じています。一方、1世帯当たり人員は一貫して減少傾向で推移しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

また、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯の核家族世帯が占める割合は、約9割を占めており、特にこの傾向が強くみられます。

#### ■ 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料：世帯数：国勢調査（各年10月1日）、

1世帯当たり人員：国勢調査（各年10月1日）から算出

#### ■ 一般世帯における家庭類型

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯 (平成27年)	18歳未満親族のいる世帯 (平成27年)
一般世帯総数	83,776	81,989	80,856	81,846	5,391	14,487
A 親族世帯	57,951	55,540	52,616	49,477	5,376	14,337
I 核家族世帯	51,521	49,476	47,429	45,098	4,897	12,751
II その他の親族世帯	6,430	6,064	5,187	4,379	479	1,586
B 非親族世帯	333	496	692	671	15	65
C 単独世帯	25,492	25,953	27,548	31,697	-	85

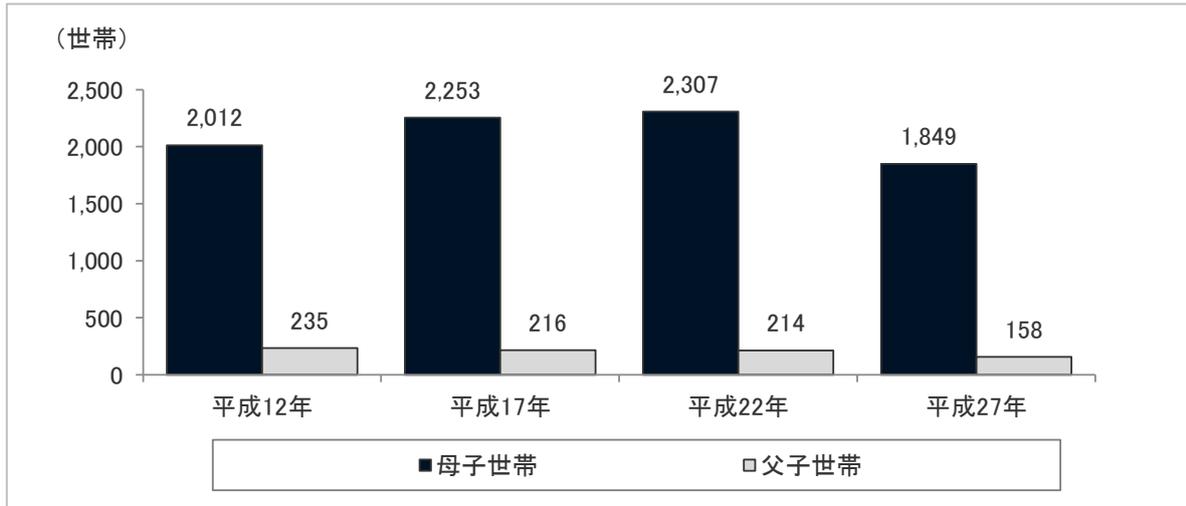
資料：国勢調査（各年10月1日）

## ② 母子世帯数・父子世帯数の推移

平成12年以降の母子世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年は減少に転じています。また、父子世帯数についても平成27年は減少に転じています。

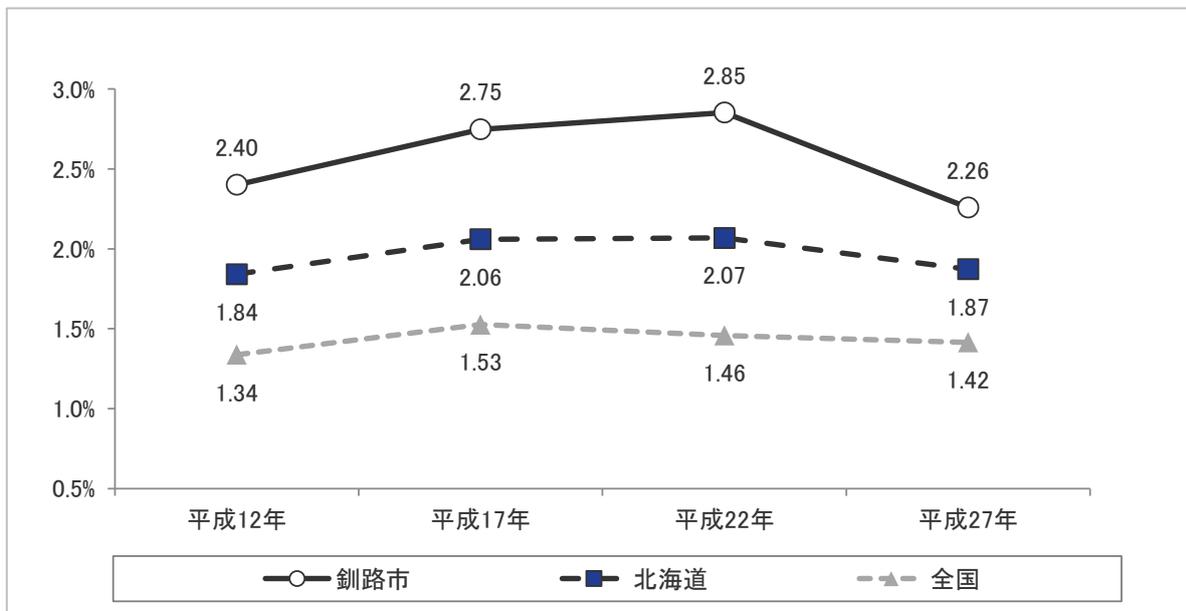
なお、一般世帯に対する母子世帯の割合については、北海道及び全国より高い水準で推移しています。

### ■ 母子世帯数・父子世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

### ■ 一般世帯に対する母子世帯の割合の推移

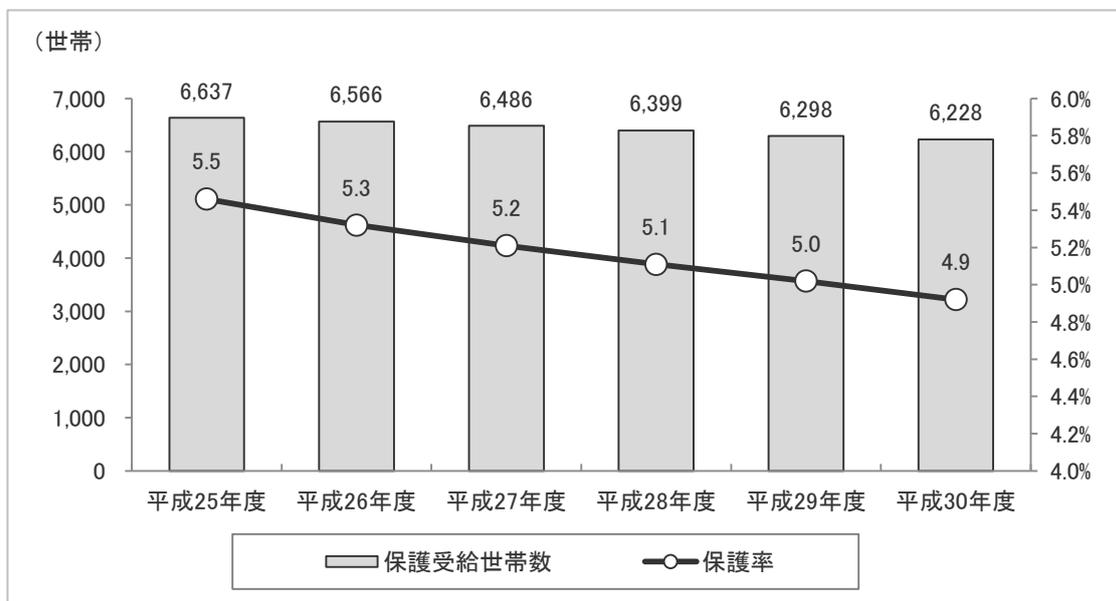


資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

### ③ 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数、保護率の推移をみると、平成30年度は6,228世帯、保護率は4.9%と、減少傾向で推移しています。

#### ■ 生活保護受給世帯数の推移



資料：福祉行政報告例（生活保護法）

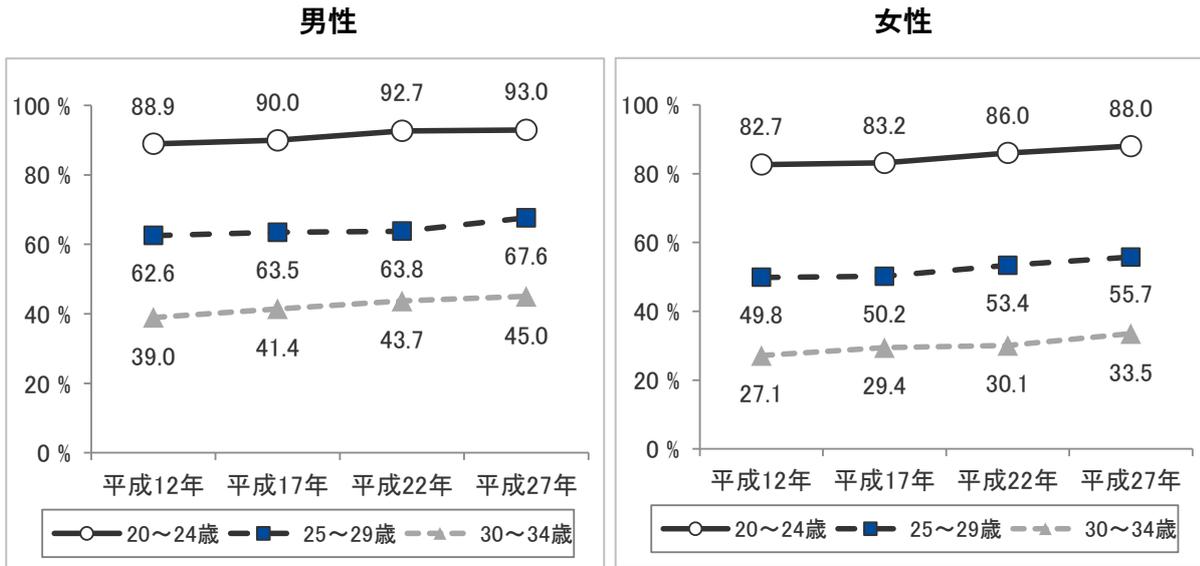
## (4) 婚姻の状況

### ① 未婚率の推移

平成12年以降の年齢別未婚率、生涯未婚率は、男女とも増加傾向で推移しています。

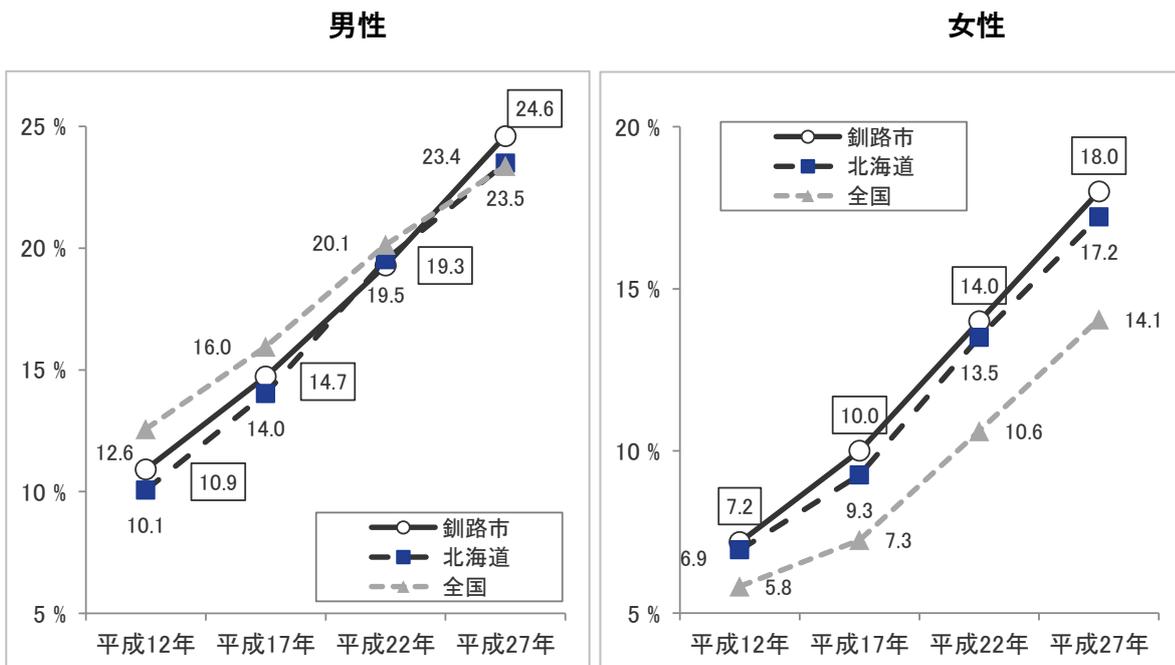
特に女性の生涯未婚率は、北海道及び全国より高い水準で推移しており、平成27年には18.0%と、平成12年と比較すると10ポイント以上増加しています。

#### ■ 年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

#### ■ 生涯未婚率の推移



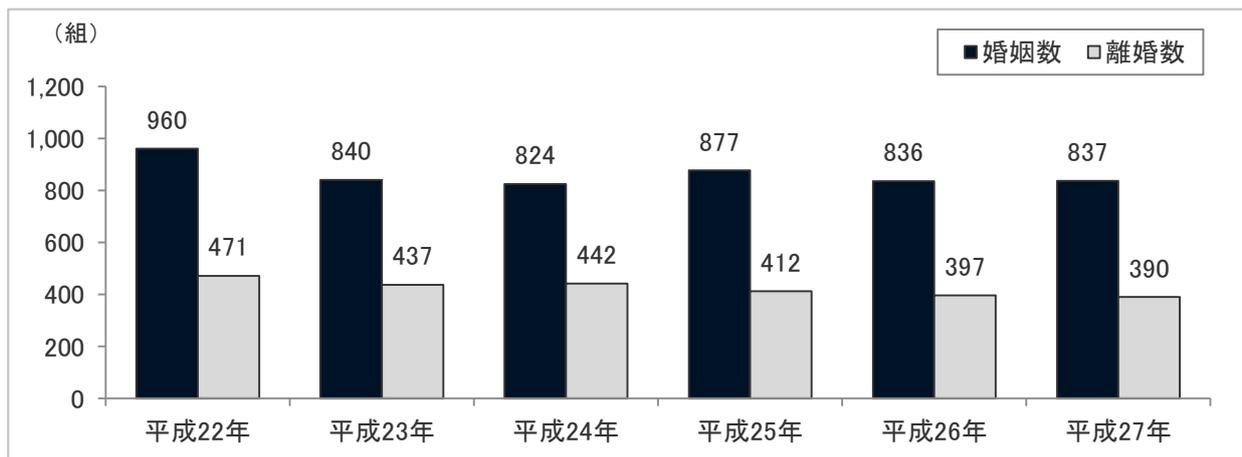
資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

## ② 婚姻組数・離婚組数、離婚率の推移

婚姻組数は、平成23年以降、800人台で推移しています。

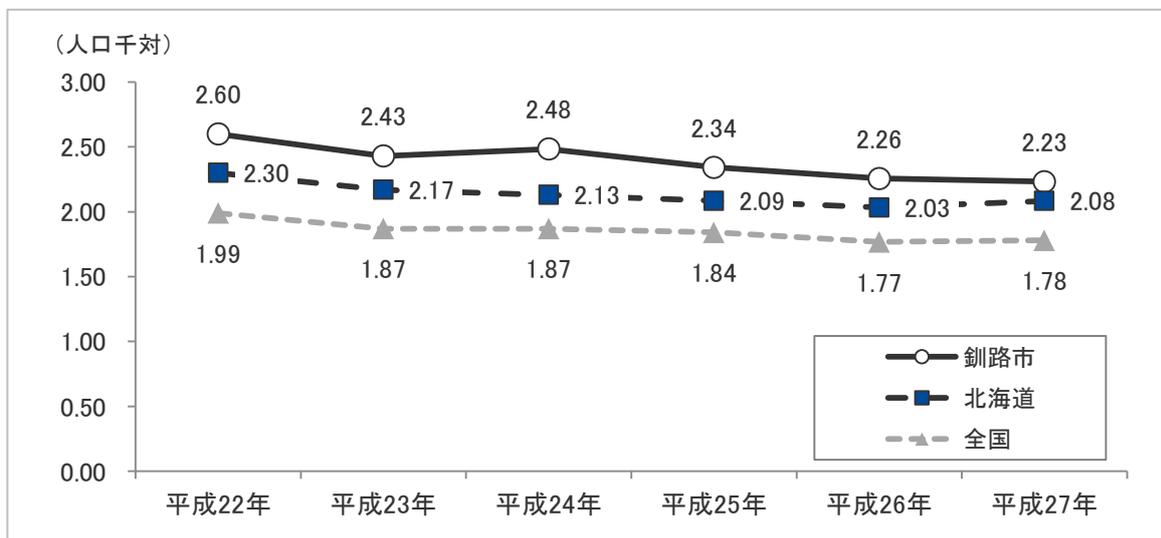
また、離婚組数は減少傾向で推移しており、離婚率についても、ほぼ横ばいから減少傾向で推移しているものの、北海道及び国より高い水準で推移しています。

### ■ 離婚組数の推移



資料：釧路根室地域保健情報年報

### ■ 離婚率の推移



資料：釧路根室地域保健情報年報

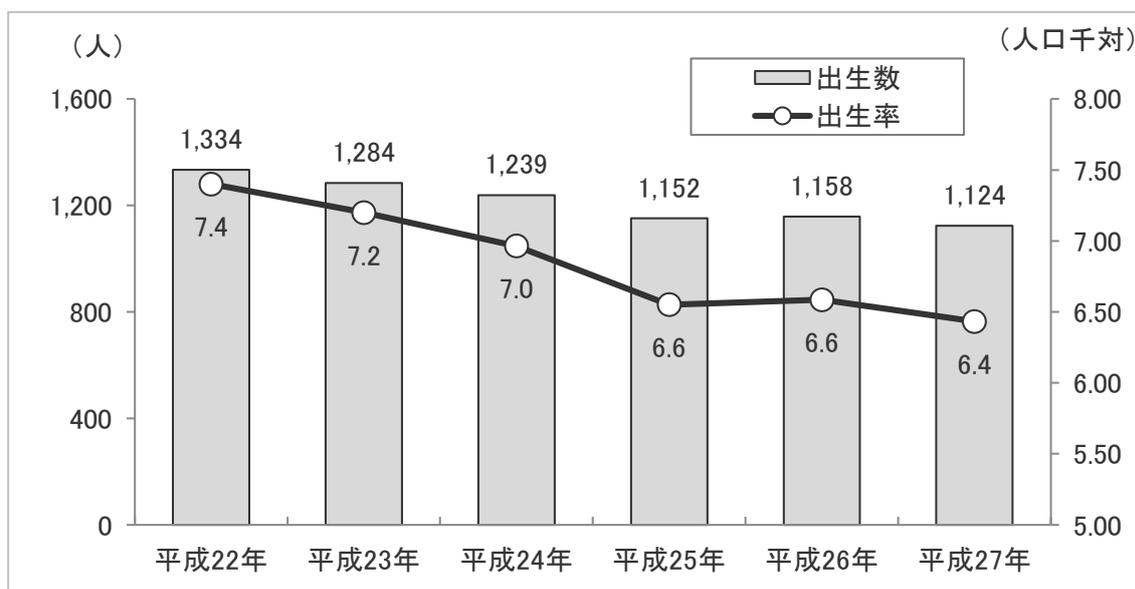
## (5) 出生の動向

出生数は、減少傾向で推移しており、平成27年は1,124人となっています。

出生率も同様に減少傾向で推移しており、平成27年は6.4‰となっています。

また、平成20～24年の合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数）は、1.35であり、平成15～19年と比較すると0.3増加して、北海道の水準は上回っているものの、国の水準は下回っています。

### ■ 出生数、出生率の推移



資料：釧路根室地域保健情報年報

### ■ 合計特殊出生率

	平成15年～平成19年	平成20～平成24年
釧路市	1.32	1.35
北海道	1.19	1.25
全国	1.31	1.38

資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告

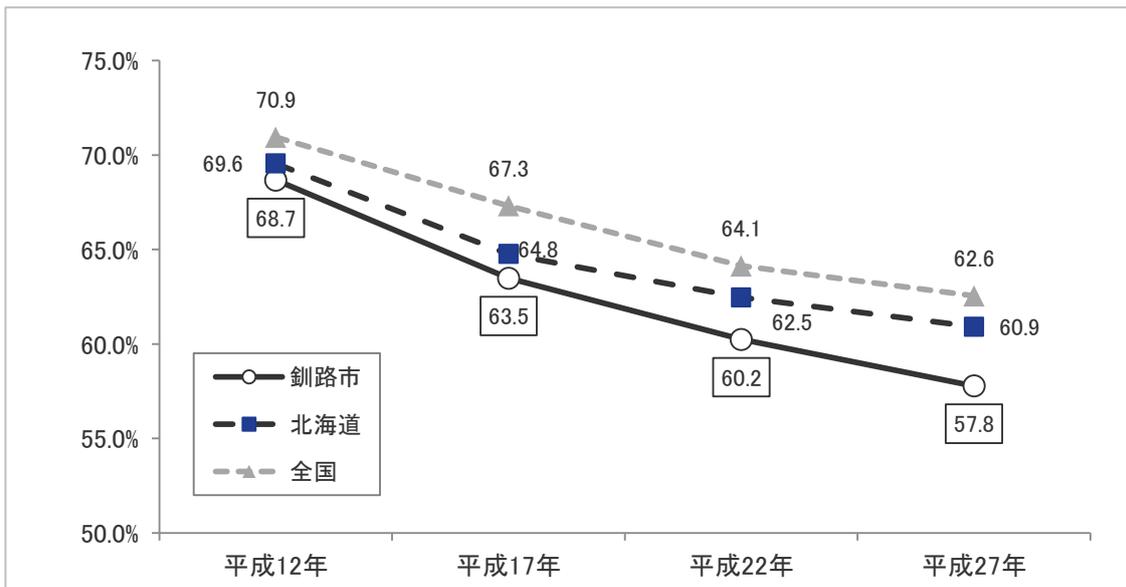
## (6) 就労の状況

### ① 就業率の推移

平成12年以降の男性の就業率は、高齢化に伴い、北海道及び国と同様に減少傾向にあり、平成27年は57.8%と、平成12年比べて10ポイント以上減少しています。

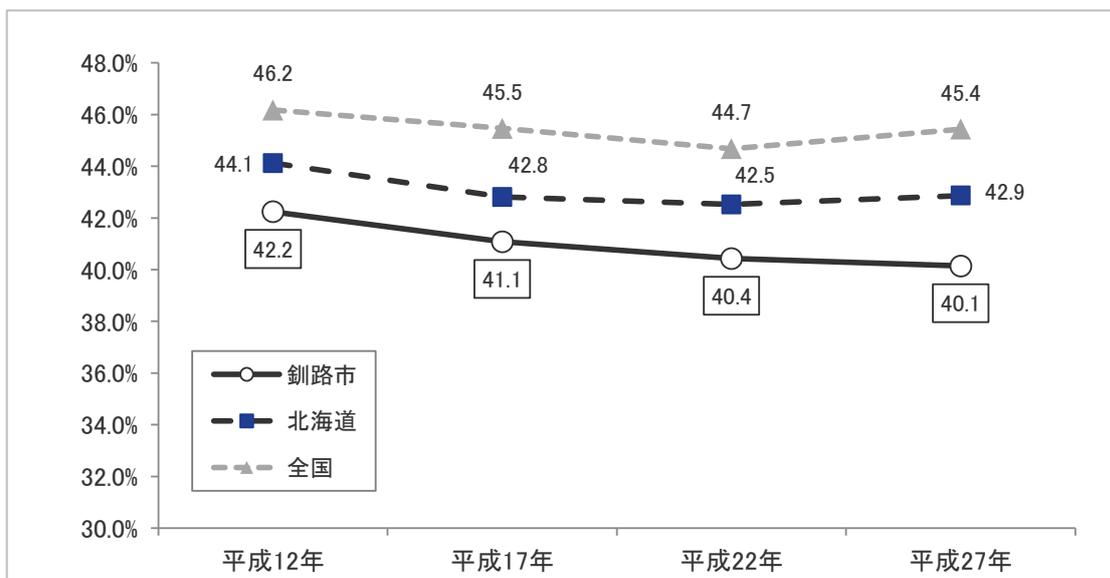
また、女性の就業率も若干ではあるものの減少がみられ、男女とも北海道及び国より低い水準で推移しています。

#### ■ 男性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

#### ■ 女性の就業率の推移

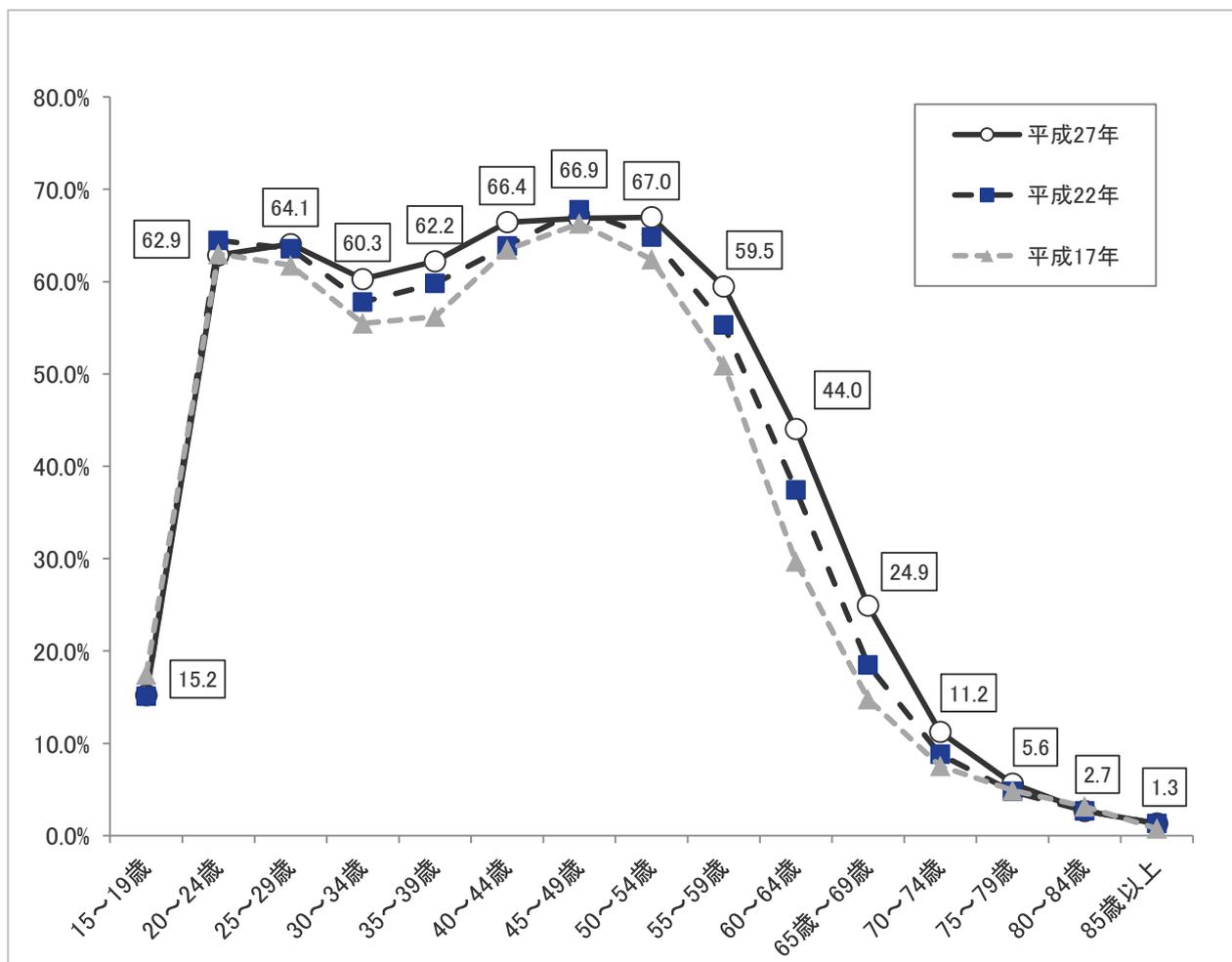


資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

## ② 女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率をみると、結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブと言われる状況は、平成17年には顕著に表れていたものの、徐々にカーブが緩くなっています。

### ■ 女性の年齢階層別就業率の推移



(注) グラフ中のデータは平成27年のみ掲載

資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

## 2. 地域における子育て支援事業の利用状況

### (1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

#### ① 幼稚園の設置状況、利用状況

平成30年度において本市に設置されている幼稚園は、公立3箇所、私立16箇所の、計19箇所となっています。

認定こども園への移行等に伴い、幼稚園数は減少しており、在籍児童数も減少傾向で推移しています。

#### ■ 幼稚園の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	公立	箇所	3	3	3	3	3
	私立	箇所	26	26	25	21	16
	計	箇所	29	29	28	24	19
定員数		人	3,800	3,975	3,820	3,390	2,130
在籍児童数		人	2,458	2,378	2,209	1,891	1,499
充足率		%	64.7	59.8	57.8	55.8	70.4

資料：こども育成課統計資料（各年5月1日現在）

#### ② 保育所の設置状況、利用状況

平成30年度において本市に設置されている保育所は、公立6箇所、私立13箇所の、計19箇所となっています。

幼稚園と同様、認定こども園への移行等に伴い、保育所数は減少しており、在籍児童数も減少傾向で推移しています。

#### ■ 保育所の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	公立	箇所	7	6	6	6	6
	私立	箇所	19	20	20	16	13
	計	箇所	26	26	26	22	19
定員数		人	1,855	1,830	1,830	1,540	1,330
在籍児童数		人	1,606	1,673	1,756	1,458	1,224
充足率		%	86.6	91.4	96.0	94.7	92.0

資料：こども育成課統計資料（各年4月1日現在 定員数は平成26年まで認可定員、平成27年度以降は利用定員）

### ③ 認定こども園の設置状況、利用状況

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設で、本市では、平成28年度に1箇所設置され、その後、認定こども園への移行推進に伴い、設置箇所数を増やしています。

平成30年度において本市に設置されている認定こども園は、いずれも私立の15箇所となっており、幼保連携型、保育所型の充足率が高く、特に幼保連携型は100%を超えています。

#### ■ 認定こども園の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数 (私立)	幼保連携型	箇所	1	2	3
	幼稚園型	箇所	0	4	7
	保育所型	箇所	0	3	5
	計	箇所	1	9	15
幼保連携型	定員数	人	100	190	265
	在籍児童数	人	93	200	278
	充足率	%	93.0	105.3	104.9
幼稚園型	定員数	人	0	200	565
	在籍児童数	人	0	153	473
	充足率	%	0	76.5	83.7
保育所型	定員数	人	0	200	350
	在籍児童数	人	0	192	349
	充足率	%	0	96.0	99.7

資料：こども育成課統計資料（各年4月1日現在）

#### ④ 地域型保育施設の設置状況、利用状況

地域型保育施設とは、子どもの成長を支援するために、認可保育所（原則20名以上）より少人数の単位で、0歳から2歳児までの子どもを預かる施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）です。

本市では、平成27年度に1箇所設置し、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供するため、設置箇所数を増やしています。

平成30年度において、本市に設置されている地域型保育施設は、いずれも私立の5箇所となっており、在籍児童数も増加傾向にあります。

##### ■ 地域型保育施設の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	公立	箇所	0	0	0	0
	私立	箇所	1	2	3	5
	計	箇所	1	2	3	5
定員数		人	5	20	35	58
在籍児童数		人	6	11	26	48
充足率		%	120.0	55.0	74.3	82.8

資料：こども育成課統計資料（各年4月1日現在）

#### ⑤ 放課後児童クラブの設置状況、利用状況

放課後児童クラブは、放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。

平成30年度においては、市内21箇所の児童館・児童センター内で実施する児童クラブのほか、新陽放課後児童クラブ、阿寒放課後児童クラブを設置しています。

年間の延べ利用者数は、増加傾向で推移してきましたが、平成28年度をピークに若干減少しています。

##### ■ 放課後児童クラブの設置状況、利用状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	箇所	23	23	23	23	23
年間利用者数	延人／年	221,665	253,784	262,621	254,648	231,396

資料：こども育成課統計資料（児童館利用統計）

## (2) 地域子ども・子育て支援事業等

「釧路市子ども・子育て支援事業計画」において定めた地域子ども・子育て支援事業の実施状況は次のとおりです。

### ① 時間外保育事業（延長保育事業）

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数(A)	実人	890	928	831	849
確保方策(B)	実人	1,810	1,810	1,810	1,810
差(B-A)	実人	920	882	979	961
実施箇所数	箇所	25	26	26	26

### ② 放課後児童健全育成事業

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	<低学年>	実人	—	—	746	673
	<高学年>	実人	—	—	124	119
	合計(A)	実人	862	897	870	793
確保方策(B)		実人	2,867	2,867	2,867	2,867
差(B-A)		実人	2,005	1,970	1,997	2,074
実施箇所数		箇所	23	23	23	23

### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数(A)	延人／年	66	59	146	87
確保方策(B)	延人／年	130	130	130	130
差(B-A)	延人／年	64	71	▲ 16	43
実施箇所	箇所	1	1	1	1

### ④ 地域子育て支援拠点事業

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
月間延べ利用者数(A)	延人／月	4,147	4,572	4,682	4,034
確保方策(B)	延人／月	6,166	6,166	6,166	6,166
差(B-A)	延人／月	2,019	1,594	1,484	2,132
実施箇所	箇所	7	7	7	7

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数(A)	延人／年	95,603	94,422	90,625	91,175
確保方策(B)	延人／年	727,030	726,965	726,910	726,856
差(B-A)	延人／年	631,427	632,543	636,285	635,681
実施箇所	箇所	25	25	25	23

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数(A)	延人／年	2,021	1,564	1,975	1,819
確保方策(B)	延人／年	83,772	83,772	83,772	83,772
差(B-A)	延人／年	81,751	82,208	81,797	81,953
実施箇所	箇所	8	8	8	8

⑦ 病児保育事業

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数(A)	延人／年	0	67	32	55
確保方策(B)	延人／年	900	900	900	900
差(B-A)	延人／年	0	833	868	845
実施箇所	箇所	0	1	1	1

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
年間延べ利用者数	<低学年>	延人／年	728	712	753	703
	<高学年>	延人／年	151	289	419	337
	合計(A)	延人／年	879	1,001	1,172	1,040
確保方策(B)	延人／週	855	855	855	855	
実施箇所数(B-A)	箇所	1	1	1	1	
支援会員数	人	292	312	319	326	

※ 就学児童対象

### ⑨ 利用者支援事業

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	基本型・特定型※ <sup>1</sup>	箇所	0	0	0	0
	母子保健型※ <sup>2</sup>	箇所	0	0	0	0
	合計(A)	箇所	0	0	0	0
確保方策(B)		実人	0	0	0	0

※1 基本型・特定型：職員配置—専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※2 母子保健型：職員配置—母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

（注）令和元年6月から利用者支援事業開始

### ⑩ 妊婦健康診査

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間妊婦健康診査受診回数(A)	延回／年	12,992	11,960	11,125	11,818
確保方策(B)	延回／年	10,660	10,012	9,636	9,273
差(B-A)	延回／年	▲ 2,332	▲ 1,948	▲ 1,489	▲ 2,545

### ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実施世帯数(A)	実世帯	920	787	689	731
確保方策(B)	実世帯	920	864	832	800
差(B-A)	実世帯	0	77	143	69

### ⑫ 養育支援訪問事業

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実施世帯数(A)	実世帯	383	466	435	464
確保方策(B)	実世帯	624	624	624	624
差(B-A)	実世帯	241	158	189	160

### (3) 子育て支援整備の状況

#### ① 地域子育て支援拠点センター等

保育士などの専任の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等について相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育て支援を行っています。

第1期計画期間中においては、平成28年7月から釧路市中部子育て支援拠点センターサテライト（支援センター）を開設し、利用者の利便性改善を図っています。

支援拠点センター	
支援拠点センター	釧路市東部子育て支援拠点センター
	釧路市中部子育て支援拠点センター
	釧路市西部子育て支援拠点センター
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>・ 子育て等に関する相談、援助の実施</li> <li>・ 地域の子育て関連情報の提供</li> <li>・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</li> <li>・ 地域支援活動の実施</li> </ul>

支援センター（小規模）	
支援センター （小規模）	釧路はるとり保育園子育て支援センター （運営：社会福祉法人釧路若草会）
	釧路風の子保育園子育て支援センター （運営：社会福祉法人釧路まりも学園）
	釧路市中部子育て支援拠点センターサテライト
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児不安等についての相談指導</li> <li>・ 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援</li> <li>・ 地域の保育資源の情報提供等</li> </ul>

親子つどいの広場	
つどいの広場	親子つどいの広場 （昭和中央児童センター内）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て親子の交流及び集いの場の提供</li> <li>・ 子育てに関する相談及び援助</li> <li>・ 地域の子育て関連情報の提供</li> <li>・ 子育て及び子育て支援に関する講習会の実施</li> </ul>

## ② 児童発達支援センター

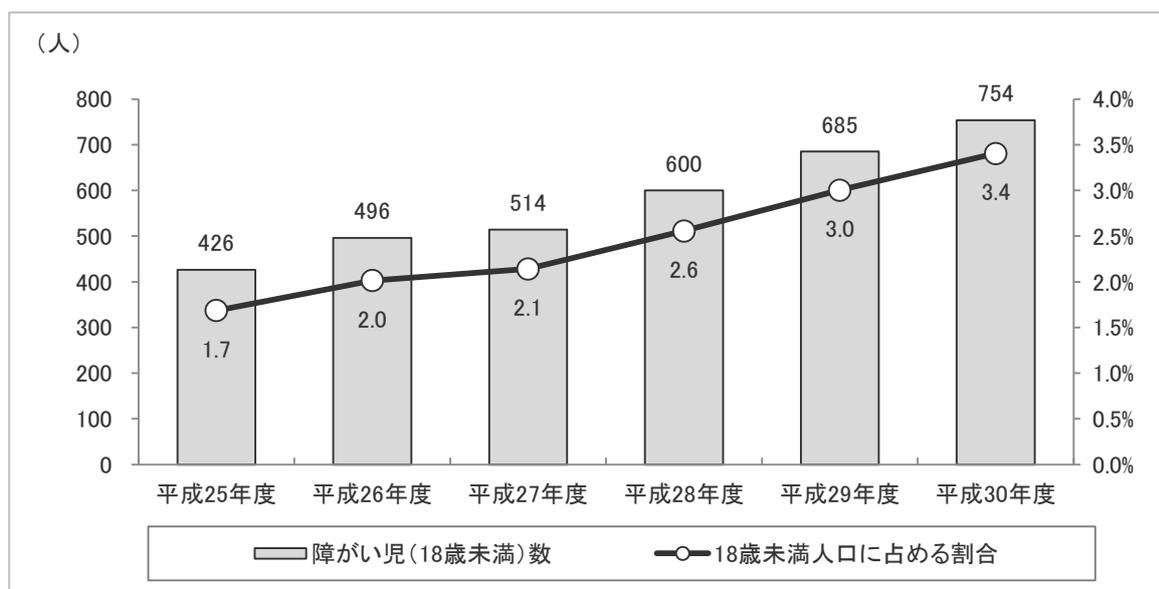
保育士などの専門職員を配置し、お子さんの心身に関する相談に応じたり、発達の遅れや障がいのあるお子さんへの療育と支援を行っています。

なお、障がい児（18歳未満）数（障害児通所支援の支給決定者数）は、増加傾向で推移しており、平成30年度は754人となっています。

### ■ 児童発達支援センターの概要

名称	事業概要
地域支援相談室	運動やことば、コミュニケーション等の発達相談、個別指導、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等の地域支援を行っています。
野のはな園	障がいのあるお子さんに対し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応のための支援など、通園による児童発達支援を行っています。

### ■ 障がい児（18歳未満）数の推移



資料：障がい福祉課資料（障害児通所支援 支給決定者数：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

## ③ 児童館・児童センター

18歳未満の子どもを対象に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館・児童センターを市内21箇所に設置しています。

### ■ 児童館の設置状況、利用状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	箇所	21	21	21	21	21
年間延べ利用者数	延人／年	295,171	322,084	326,944	314,087	286,587

資料：こども育成課統計資料（児童館利用統計）

#### ④ 阿寒町子ども交流広場

保護者が労働等により昼間家庭にいない身辺自立ができ集団活動が可能である未就学児（園児）に対する安全な遊び場の提供と未就園児とその保護者に対する交流の場を提供するため、阿寒幼稚園内空き教室を利用して子ども交流広場を開設しています。

#### ⑤ 阿寒湖温泉子供交流館

児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長に資するため、子供交流館をマリモ幼稚園に併設しています。

#### ⑥ 音別町放課後子ども広場

放課後の子どもたちを健やかに育てることができるよう遊びの場を提供するとともに、日中留守家庭となる児童も安全に過ごせる適切な場を確保することを目的として、小学校1年生から6年生までの身辺自立ができ集団活動が可能な児童を対象に、音別町ふれあい図書館内に音別町放課後子ども広場を開設しています。

#### ⑦ 放課後チャレンジ教室（放課後子ども教室）

児童の安全・安心な居場所づくりを目的とし、近隣に児童館がない興津小学校において放課後チャレンジ教室を開設しています。

単なる居場所づくりにとどまらず、文化学習やスポーツなど高い水準の活動内容となっており、地域の方々の参画を得ながら、1年生から6年生の異学年交流を促す環境づくりを実施しています。

#### ⑧ 子ども食堂・学習支援

学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健やかな成長を見守り育むことを目的に、ボランティアの運営により、子ども食堂や学習支援が実施されています。

##### ■ 子ども食堂・学習支援の実施箇所数

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども食堂	箇所	2	3	6	7	7
学習支援	箇所	2	3	5	6	6

### 3. 次世代育成支援対策地域行動計画の進捗状況

平成27年度からの「次世代育成支援行動計画」については、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課による個別事業の点検・評価を行い、その結果を公表しており、平成27年度末から平成30年度末にかけての評価結果は次のとおりです。

#### ■ 施策・事業の進捗状況評価結果

## 4. ニーズ調査結果からみた市民の意向

### (1) ニーズ調査の実施概要

#### ①調査の目的

釧路市における市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」及び、釧路市における子育て環境や子育てに関する意識と課題などを把握し、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」や地域実情を勘案した提供体制など、計画において盛り込むべき事項を検討するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ② 実施概要

##### ア) 対象者

- ・市内に在住の就学前の子ども（0歳から5歳）のいる世帯の保護者 3,000世帯
- ・市内に在住の就学児童（6歳から11歳）のいる世帯の保護者 3,000世帯

##### イ) 抽出方法

- ・平成30年10月30日現在の住民基本台帳による層化多段無作為抽出（地区人口比別・年齢別・男女別）

※年齢については平成30年3月31日現在の年齢としています。なお、平成30年4月から10月までに生まれた子どもについては、調査時点において、今後、最も子育て支援を長期にわたり必要とすることから、0歳児として対象に含めました。

##### ウ) 調査期間

- ・平成30年12月21日～平成31年1月8日

##### エ) 調査項目

- ・子育て環境について
- ・保護者の就労状況について
- ・教育・保育事業の利用状況や利用希望について など

##### オ) 回収状況

	未就学児童	就学児童	合計
抽出数	3,000	3,000	6,000
有効回収数 <sup>※</sup>	1,355	1,193	2,548
有効回収率（対抽出数）（%）	45.2	39.8	42.5

※ 有効回収数とは、回収数の内、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

## (2) ニーズ調査結果からみた課題

### ①子どもと家族の状況や子育て環境

- 同居家族については、多くが両親と同居している家族であり、子育てに関わっているのは、父母が中心となっています。また、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる保護者も多くおり、多くの方が子育てをする上での相談先・場所があるとしています。
- 一方で、ひとり親家庭は1割未満～1割台半ばとなっており、日頃子どもをみてもらえる親戚・知人が「いずれもない」という回答は1割強～2割弱、子育てをする上で「相談できる人・場所はない」との回答は1割未満となっています。
- また、「子育てをする中で、不安に思っていること、困っていること」の設問では、「しつけ・育児方法・接し方」が約4割～約6割で最も多くなっています。
- 「釧路市の地域の環境や子育て支援策として特に期待すること」の設問では、「子育てに関する経済的支援の充実」に次いで、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が約4割～約5割で多くなっています。

核家族化という現状はあるものの、多くは祖父母の関わりや相談先がある一方で、子育てをする上での相談先・場所がない人も一定数みられ、「子育てをする中で、不安に思っていること、困っていること」では、「しつけ・育児方法・接し方」が約4割～約6割で最も多いなど、相談先・場所がない人の相談体制の充実を図っていくことの必要性がうかがえます。

また、自由意見では「経済的環境」に関する意見に次いで「子どもの遊び・体験の場や機会の充実」についての意見が多く、屋内で遊べる施設の整備や充実、公園の整備・充実について検討を進めていく必要性がうかがえます。

### ②保護者の就労状況、子育て支援サービスの現状と今後の利用希望

- 母親の就労状況をみると0-2歳では「以前は就労していたが現在はしていない」が約4割で最も多くなっていますが、3歳以上では「就労中／パート・アルバイト等」が3割強～4割強で最も多く、次いで「就労中／フルタイム」が約3割となっており、年齢区分があがるに従い就労している割合が多くなっています。
- また、母親の就労状況を5年前の調査結果と比較すると、6-11歳、0-5歳とも大きな違いはみられないものの、全体的に“就労中”の割合が若干増加しています。
- 現在就労していない母親については、5歳以下では「1年より先で子どもの成長後に就労したい」が5割弱～5割強で最も多くなっており、6歳以上では「子育てや家事などに専念したい」が4割弱～約4割で最も多くなっている一方、5歳以下に比べ、

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が多くなっています。

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、3-5歳は、「幼稚園」が4割台半ばで最も多く、次いで「認可保育所」が2割台半ば、「認定こども園」が2割強となっています。0-2歳は「利用していない、利用したことがない」が約4割で最も多くなっており、次いで「認可保育所」が約2割、「認定こども園」が1割台半ばとなっています。
  - また、定期的に利用している教育・保育の事業と今後利用したい教育・保育の事業を比較すると、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」で利用したい割合が増加しています。
  - なお、利用している（利用したことがある）中での問題・課題については、「料金」が約3割～4割台半ばで最も多くなっています。
- 
- 土曜日、日曜日・祝日の利用希望では、日曜日・祝日は、「利用する必要はない」が7割強で最も多くなっていますが、土曜日は“利用したい”が4割台半ばで、日曜日・祝日に比べて利用希望が多くなっています。
  - また、幼稚園利用者の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、“利用したい”が5割台半ば～6割台半ばとなっています。
- 
- 病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が仕事を休んだ」が4割強～6割弱、「親族・知人に子どもをみてもらった」が約2割～3割強などで多くなっているほか、9-11歳では「仕方なく子どもだけで留守番させた」が1割台半ばとなっています。
  - また、子どもが病気などで普段利用している教育・保育事業が利用できない場合等における、病児・病後児のための保育施設の利用希望者の割合は、現在フルタイム就労している母親の約3割、パート・アルバイト就労している母親の約2割と、一定数の利用希望がみられます。
- 
- 不定期の教育・保育事業の利用有無については、3-5歳以外では「利用していない」が7割台半ば～9割弱で、多くの回答者が不定期の一時預かり等を利用していない状況となっています。
  - 一方で、私用、通院、不定期就労等での不定期の教育・保育事業の利用希望を母親の就労状況別にみると、すべての区分で「利用したい」が約4割と、就労形態や未就労に限らず利用希望がみられます。
  - なお、「利用したい」と回答した人の利用目的については、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が約5割～約6割、「私用、リフレッシュ目的」が4割台半ば～6

割強で多くなっています。

- 地域の子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が7割弱～約9割と最も多くなっていますが、0-2歳の「子育て支援センター」の今後の利用意向では、2割台半ばが“利用したい”（「今後利用日数を増やしたい」と「今後利用したい」の合計）と回答しており、さらに子どもが「1人」の場合、約3割が“利用したい”と回答しています。
- 釧路市の子育て支援に関する事業の満足度やその理由については、利用した人の満足度では、年齢区分が低くなるほど、各事業について「満足」と回答する割合が多く、今後の希望でも年齢区分が低くなるにつれて「利用したい」の割合が多くなる傾向がみられます。
- 利用していない人の各事業の認知度については、「養育支援訪問事業」「子育て支援の情報提供」で、「知らなかった」の割合が特に多くなっています。
- 放課後の過ごし方の希望をみると、6歳以上では、「自宅」が8割弱～8割台半ばで最も多く、次いで「習い事」が5割弱～約5割、「同好会・少年団など」が約3割～約4割となっています。また、5歳以下では、「自宅」が約6割で最も多く、次いで「習い事」「放課後児童クラブ」が約4割～4割台半ばとなっています。
- このうち、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望をみると、「1～6年生において利用したい」は、平日では3割強～約4割、土曜日は1割台半ば～約2割と小学校高学年（4～6年生）における利用希望もみられます。
- また、開設していない日曜日・祝日の利用希望は1割弱～2割強、長期休暇期間中は約5割～9割台半ばとなっています。

共働き世帯の増加や就労意向をもつ母親が増加している状況から、平日、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中に限らず、定期的な教育・保育事業、放課後児童健全育成事業の受け皿の拡大を検討していく必要性がうかがえます。

また、病児・病後児のための保育施設や、私用、通院、不定期就労等での不規則な教育・保育事業も一定数の利用希望がみられることから、病児・病後児保育事業、一時預かり事業を充実していく必要性がうかがえます。

さらに、「子育て支援の情報提供」についての認知度が低く、「利用者支援事業」の利用意向が高いことから、将来的な利用率を高めるためにも保護者に対してわかりやすく身近なところで情報を得る工夫などの必要性がうかがえます。

### ③育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

- 育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」が3割強であるのに対し、父親では「取得していない」が8割台半ばを占め、父親のほとんどは育児休業を取得していない結果となっています。
- 育児休業を希望していた取得期間と実際の取得期間の比較において、実現した割合は、「子どもが2歳になる前まで」が5割台半ば「子どもが3歳になる前まで」は約1割、「子どもが3歳以上」は1割強となっており、希望取得期間が長い場合、実際に取得できる人の割合は少なくなっています。
- 育児休業から職場復帰した際の実際と希望が異なる母親の、希望より早く職場復帰した理由については「職場の都合」が4割台半ばで最も多く、次いで「経済的な理由」が4割弱となっています。
- 母親が職場復帰時において短時間勤務制度を利用した（する）割合は4割弱となっており、職場復帰時に短時間勤務制度を利用しない理由をみると、「給与が減額され経済的に苦しくなる」が3割台半ばと最も多く、次いで「取りにくい雰囲気があった」が3割強、「仕事が忙しかった」が約3割となっており、経済的理由と職場の子育て支援環境とによるものが多くなっています。
- 「釧路市の地域の環境や子育て支援策として特に期待すること」の設問においても、「職場環境整備に向けた事業所等への働きかけ」が4割弱～4割台半ばとなっています。

働きながら子育てをする世帯のニーズにいかに対応するかがますます重要となるとともに、教育・保育サービスの量的・質的対応だけではなく、企業等において、子育てをする人が気兼ねなく育児休業等を取得できるよう、制度利用の周知や職場の理解を図る必要性がうかがえます。

また、育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人も見られることから、低年齢児の保育受入体制の整備とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性がうかがえます。

#### ④子育てと経済的環境

- 「理想とする子どもの人数の実現は難しい」は2割台半ば～3割強となっており、「理想とする子どもの人数の実現が難しい理由」については、「経済的に厳しい」が4割台半ば～約7割、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が約5割～5割台半ばと多く、特に0-2歳で多くなっています。
- また、「子育てをする中で不安に思っていること、困っていること」「子育てに関する不安や悩みを解消するために重要だと思うこと」のいずれも、「経済的な理由」が大きな要因となっています。
  
- 教育・保育サービスを利用している（利用したことがある）中での課題として、「料金」が約3割～4割台半ばで最も多くなっており、最も気になった課題からも、教育・保育に係る料金に対する意見が多くなっています。
- なお、教育・保育サービスを利用していない・利用したことがない人の理由において、「経済的な理由で事業を利用できない」とする家庭も少数います。
  
- 世帯構成別の世帯年収をみると、核家族世帯、三世代家族世帯では「500万円以上700万円未満」が3割弱～約3割で最も多くなっている一方、ひとり親世帯では「100万円以上200万円未満」が2割台半ばで最も多く、次いで「200万円以上300万円未満」となっています。
- また、「子育てする中で不安に思っていること・困っていること」については、特にひとり親世帯で「経済的な面」が5割台半ばと多くなっています。
  
- 「釧路市の地域の環境や子育て支援策として特に期待すること」の設問では、「子育てに関する経済的支援の充実」が4割台半ば～約6割で多くなっています。

2019年10月から、幼児教育の無償化が実施される予定ですが、ひとり親世帯をはじめ、多くの子育て世帯は経済的な負担や不安を抱えており、教育・保育にかかる料金等を含めたサービス利用における負担軽減等の必要性がうかがえます。

## **第3章 計画の基本的な考え方**

1. 基本理念
2. 計画推進のための基本的視点
3. 視点に基づく基本目標と施策体系

## 第4章 施策の展開

第3章で定めた施策体系に基づき、基本目標ごとに目指す方向性や必要な取り組みを定めます。

また、基本施策ごとに取り組む具体的事業を掲載します。

## 第5章 幼児期の教育・保育の内容と供給体制

### 1. 教育・保育提供区域の設定

### 2. 量の見込みの推計について

### 3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定し、教育・保育の量の見込みと提供体制を定めます。

### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業について

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域の考え方

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 5. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援法の規定に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めます。

また、教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容について記載します。

## 第6章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の構築
2. 関係機関との連携
3. 計画の達成状況の点検・評価・見直し

子ども・子育ての支援をしていく上で、計画をより実効性のあるものとするため、計画の推進体制について定めます。

